

# 徳島県保育士資格等取得支援費 補助金申請の手引

令和8年2月

徳 島 県

## はじめに

※本手引は、「徳島県保育士資格等取得支援費補助金」の申請方法等について定めたものです。「徳島県保育士資格等取得支援費補助金」の実施については、次に掲げる通知等によるほか、この手引によることとします。

- ・「徳島県保育士資格等取得支援費補助金交付要綱」
- ・令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知「保育人材確保事業の実施について」の別添1「保育士資格等取得支援事業実施要綱」

### 【本補助金に関する問合せ先】

徳島県こども未来部子育て応援課保育支援担当

電話：088-621-2201

ファクシミリ：088-621-2843

※なお、事業実施計画書や申請書は、申請者の住所地（申請者が施設の場合は施設の所在地、申請者が個人の場合は住所地）の市町村に提出してください。市町村で内容の確認後、県で審査を行います。

# 目 次

1. 補助金の概要	p1～2
2. 補助金申請の流れ	p3～4
3. 各事業について	
(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業	p5～6
(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	p7～8
(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	p9～10
(4) 保育所等保育士資格取得支援事業	p11～12
(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	p13～14
～参考資料～	
(参考1) 「保育士試験の実施について」別表	p15
(参考2) 保育士として働くためには	p16
(参考3) 特例制度について	p17～19

## 1. 補助金の概要

徳島県では、保育ニーズの増加などに伴う慢性的な保育士不足の解消、平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園で働く「保育教諭」の確保などのため、保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得を支援する5つの事業を行っています。

いずれの事業も、保育士資格や幼稚園教諭免許状を取得するために必要な受講料等を補助するものです。また、一部の事業においては、資格取得職員の代替職員の雇上費補助も行っています。各事業の概要は次のとおりです。

### (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 …p5~6

#### (保育士資格の取得支援)

- ①補助内容：受講料等補助、代替職員雇上費補助
  - ②対象者：③の施設に勤務する、保育士資格を有しない者
  - ③申請者：認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設  
小規模保育事業（A型）実施施設 ※市町村長の認可を受けた施設に限る  
事業所内保育事業実施施設 ※市町村長の認可を受けた施設に限る
  - ④補助額：受講料等補助…養成施設の受講に要した経費の1/2  
(資格取得方法により、上限10万~30万円/人)  
代替職員雇上費補助…1日当たり8,040円
- ※受講料等補助のみの申請も可能

### (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 …p7~8

#### (保育士資格の取得支援)

- ①補助内容：受講料等補助、代替職員雇上費補助
  - ②対象者：受講料等補助…③の施設に勤務し、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者  
代替職員雇上費補助…受講料等補助の対象となる幼稚園教諭の代わりに雇上された職員
  - ③申請者：認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
  - ④補助額：受講料等補助…養成施設の受講に要した経費の1/2  
(上限10万円/人)  
代替職員雇上費補助…1日当たり8,040円
- ※受講料等補助のみの申請も可能
- ※代替職員雇上費補助については、公立施設は補助対象外

**(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 …p9～10**

**(保育士資格の取得支援)**

- ①補助内容：受講料等補助
- ②対象者：幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者
- ③申請者：対象者、または対象者が勤める施設
- ④補助額：養成施設の受講に要した経費の1/2  
(上限10万円/人)

**(4) 保育所等保育士資格取得支援事業 …p11～12**

**(保育士資格の取得支援)**

- ①補助内容：受講料等補助
- ②対象者：③の施設に勤務する、保育士資格を有しない保育従事者
- ③申請者：保育所、認定こども園、認定こども園を目指す幼稚園、乳児院、児童養護施設  
(いずれも公立施設は除く)
- ④補助額：養成施設の受講に要した経費の1/2  
(資格取得方法により、上限10万～30万円/人)

**(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 …p13～14**

**(幼稚園教諭免許状の取得支援)**

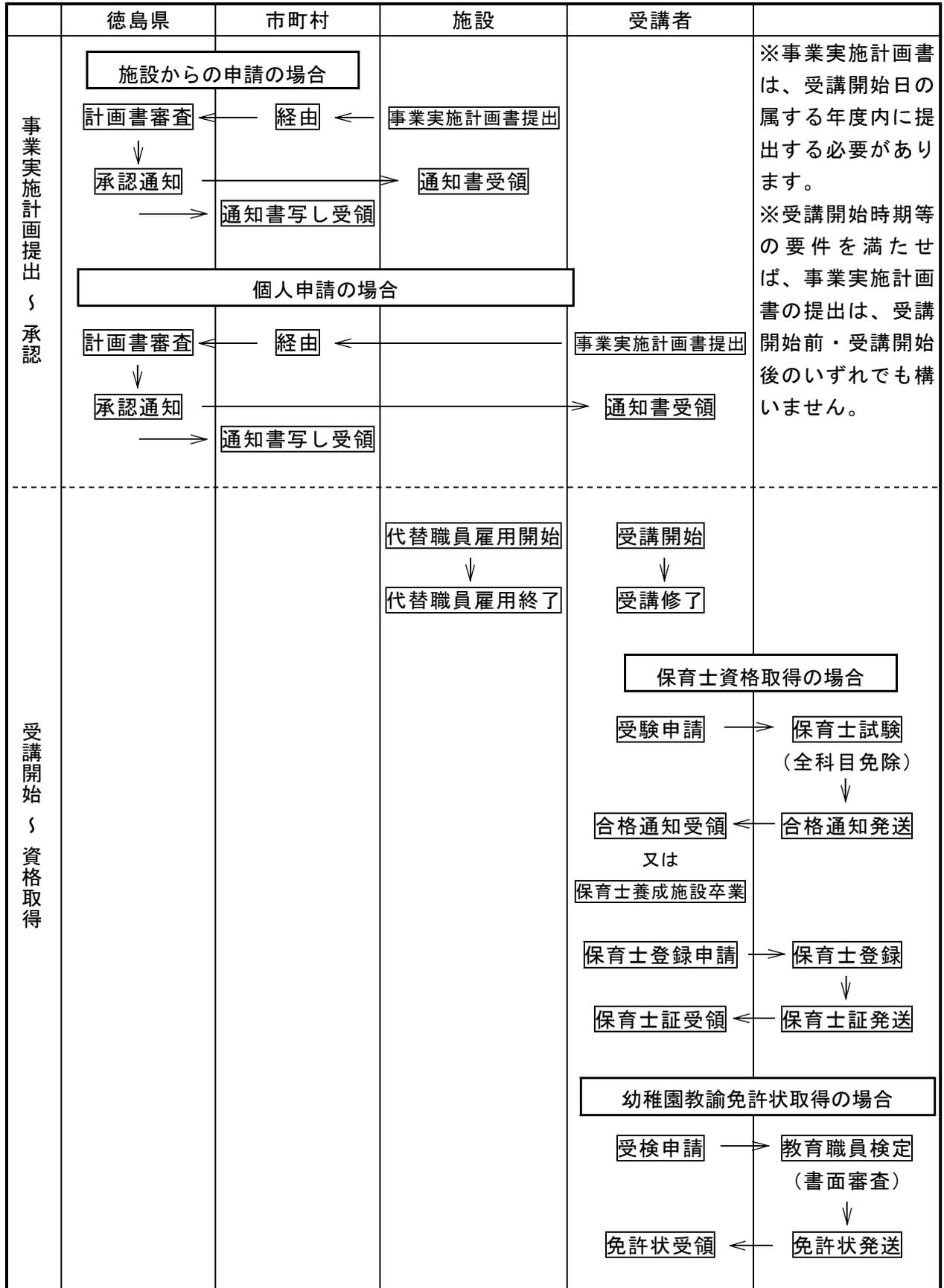
- ①補助内容：受講料等補助、代替職員雇上費補助
- ②対象者：受講料等補助…③の施設に勤務し、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者で、特例制度の対象者  
代替職員雇上費補助…受講料等補助の対象となる保育士の代わりに雇上された職員
- ③申請者：認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
- ④補助額：受講料等補助…養成施設の受講に要した経費の1/2  
(上限10万円/人)

代替職員雇上費補助…1日当たり8,040円

※受講料等補助のみの申請も可能

※代替職員雇上費補助については、公立施設は補助対象外

## 2. 補助金申請の流れ



※事業実施計画書は、受講開始日の属する年度内に提出する必要があります。  
 ※受講開始時期等の要件を満たせば、事業実施計画書の提出は、受講開始前・受講開始後のいずれでも構いません。



- ※ 市町村は、事業実施計画書及び補助金交付申請書の経由時に、書類に不備がないか等の確認（住所地の確認を含む）を行います。
- ※ 上記は保育所、幼稚園、認定こども園等の施設が申請者となる場合、受講者個人が申請者となる場合の補助金申請の流れを記載しています。公立施設の場合、市町村が申請者となりますが、市町村が申請する場合についても、上記の流れに準じて補助金申請を行ってください（ただし、書類の市町村経由や請求書の提出は不要）。

### 3. 各事業について

#### (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

① 補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※受講料等補助のみの申請も可能です。

② 申請者

実施要件を満たす認可外保育施設（を運営する法人）

③ 実施要件（対象施設）

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下、「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設であること

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、証明書の内容を満たしていること

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型を行う事業所であること

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けた事業所であること

④ 実施要件（対象者）

ア 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しない者であること

イ 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること

ウ 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること

⑤ 補助基準額

**受講料等補助**

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限30万円）

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限は次のとおり）

・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表（※）の②③を活用する者（特例制度対象者）：10万円

・上記通知別表の①を活用する者：20万円

※参考1に掲載

**代替職員雇上費補助**

1日当たり8,040円

⑥ 補助対象経費

**受講料等補助**

養成施設の受講に必要な入学金、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及び上記経費の消費税

※補講費や受講のための交通費等は対象経費となりませんので、ご注意ください。

**代替職員雇上費補助**

養成施設の受講者の代替に伴う雇上費

## ⑦ 事業実施計画書の提出

【提出期限】受講開始日の属する年度内に、住所地の市町村を経由の上、県に提出すること

### 【提出書類】

- ア 認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-1号）
- イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し（市町村において、県のホームページ等で証明書が交付されていることが確認できる場合は添付省略可とする）  
※③のアに該当する認可外保育施設のみ提出必要
- ウ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- エ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること）
- オ 代替保育従事者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（代替保育従事者を雇用する場合のみ添付すること。実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。）

## ⑧ 補助金の申請

### 【申請期限】

受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、住所地の市町村を経由の上、県に交付申請を行うこと

### 【提出書類】

#### 代替職員雇上費補助・受講料等補助共通

- ア 補助金交付申請書（様式第2号）
- イ 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表（様式第3号）
- ウ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4-1号）
- エ 本補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号）
- オ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し（市町村において、県のホームページ等で証明書が交付されていることが確認できる場合は添付省略可とする。）  
※③のアに該当する認可外保育施設のみ提出必要
- カ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）
- キ 保育士証の写し

#### 受講料等補助

ク 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（※）

※対象施設又は受講者が養成施設に支払った領収書の原本を提出してください。県で審査し、写しを取った後、原本は申請者の方に返却します。

#### 代替職員雇上費補助

- ケ 代替保育従事者が対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- コ 受講者の保育実習等の履修期間に、当該受講者に対して給与が支払われていることが確認できる書類

## ⑨ 留意事項

- ・保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ・本事業は認可外保育施設の保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得し、認可保育所に移行するために必要となる保育士の確保を支援するものであるため、原則、認可外保育施設（を運営する法人）が養成施設受講料等を負担することとなります。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではありませんが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明してください。
- ・本事業は認可外保育施設が認可保育所に移行するための保育士確保を支援する事業であるため、原則、認可保育所への移行が必要となりますが、本事業を実施することが待機児童解消につながるると市町村において判断される場合は、認可保育所への移行を予定していなくても本事業の対象とします。

## (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

### ① 補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※受講料等補助のみの申請も可能です。

### ② 申請者

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という）を運営する法人及び市町村（以下「法人等」という）

### ③ 実施要件（対象施設）

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設であること

※移行予定施設について、移行期限は概ね申請から5年以内とし、移行に向けたスケジュール（移行予定時期）等を示していただく必要があるため、申請にあたっては、移行の有無が確認できる理事会の議事録や計画書等の書類を併せて提出していただきますようお願いいたします。

※当該施設が認定こども園等でない場合でも、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合で、人事異動により、受講者が認定こども園等に異動する可能性がある場合は、対象施設として差し支えありません。

### ④ 実施要件（対象者）

#### 受講料等補助

ア 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度の対象者であること

イ 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること

ウ 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること

#### 代替職員雇上費補助

本事業の受講料等補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、対象施設（公立を除く）に雇上された職員であること

### ⑤ 補助基準額

#### 受講料等補助

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限10万円）

#### 代替職員雇上費補助

1日当たり8,040円

### ⑥ 補助対象経費

#### 受講料等補助

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及び上記経費の消費税

※補講費や受講のための交通費等は対象経費となりませんので、ご注意ください。

#### 代替職員雇上費補助

養成施設の受講者の代替に伴う雇上費

### ⑦ 事業実施計画書の提出

#### 【提出期限】

受講開始日の属する年度内に、住所地の市町村を經由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に提出すること

#### 【提出書類】

ア 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-2号）

イ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類

ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること）

エ 代替職員が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（代替職員を雇用する場合のみ添付すること。実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。）

## ⑧ 補助金の申請

### 【申請期限】

受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、住所地の市町村を経由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に交付申請を行うこと

### 【提出書類】

#### 代替職員雇上費補助・受講料等補助共通

ア 補助金交付申請書（様式第2号）

イ 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表（様式第3号）

ウ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4-2号）

エ 本補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号）

#### 受講料等補助

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（※）

キ 保育士証の写し

※対象施設又は受講者が養成施設に支払った領収書の原本を提出してください。県で審査し、写しを取った後、原本は申請者の方に返却します。

#### 代替職員雇上費補助

ク 代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

## ⑨ 留意事項

・保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

・本事業は、受講者が保育士資格を取得し、対象施設における保育士の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設を運営する法人等が対象経費を負担することとなります。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではありませんが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明してください。

### **(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業**

① 補助内容

受講料等補助

② 申請者

幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者で、特例制度の対象者又は上記対象者の勤務する施設（を運営する法人及び市町村）

③ 実施要件（対象者）

ア 幼稚園教諭免許状を有しており、特例制度の対象者であること

イ 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること

ウ 保育士登録された日を起算として、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設、幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設、小規模保育事業A型及びB型を行う保育事業所、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた事業所内保育事業、保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院及び児童養護施設のいずれか（以下「対象施設」という）において1年間以上勤務すること

④ 補助基準額

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限10万円）

⑤ 補助対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及び上記経費の消費税

※補講費や受講のための交通費等は対象経費となりませんので、ご注意ください。

⑥ 事業実施計画書の提出

**【提出期限】**

受講開始日の属する年度内に、住所地の市町村を經由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に提出すること

**【提出書類】**

ア 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-3号）

イ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること）

## ⑦ 補助金の申請

### 【申請期限】

・受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、住所地の市町村を經由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に交付申請を行うこと

### 【提出書類】

ア 補助金交付申請書（様式第2号）

イ 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表（様式第3号）

ウ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4-3号）

エ 本補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号、申請者が個人の場合は除く）

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（※）

キ 保育士証の写し

※対象施設又は受講者が養成施設に支払った領収書の**原本**を提出してください。県で審査し、写しを取った後、原本は申請者の方に返却します。

## ⑧ 留意事項

・保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

## **(4) 保育所等保育士資格取得支援事業**

### ① 補助内容

受講料等補助

### ② 申請者

保育所

、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設（以下「保育所等」という）を運営する法人

### ③ 実施要件（対象施設）

次の施設のうちいずれかで、いずれも公立施設は除く

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・乳児院
- ・児童養護施設

### ④ 実施要件（対象者）

ア 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しない者であること

イ 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること

ウ 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること

### ⑤ 補助基準額

ア 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限30万円）

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限は次のとおり）

- ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表（※）の②③を活用する者（特例制度対象者）：10万円
- ・上記通知別表の①を活用する者：20万円

※参考1に掲載

### ⑥ 補助対象経費

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及び上記経費の消費税

※補講費や受講のための交通費等は対象経費となりませんので、ご注意ください。

### ⑦ 事業実施計画書の提出

#### 【提出期限】

受講開始日の属する年度内に、住所地の市町村を經由の上、県に提出すること

### 【提出書類】

- ア 保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1－4号）
- イ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること）

## ⑧ 補助金の申請

### 【申請期限】

- ・受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、住所地の市町村を經由の上、県に交付申請を行うこと

### 【提出書類】

- ア 補助金交付申請書（様式第2号）
- イ 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表（様式第3号）
- ウ 保育所等保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4－4号）
- エ 本補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号）
- オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）
- カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（※）
- キ 保育士証の写し

※対象施設又は受講者が養成施設に支払った領収書の**原本**を提出してください。県で審査し、写しを取った後、原本は申請者の方に返却します。

## ⑨ 留意事項

- ・保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ・本事業は、保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設を運営する法人が養成施設受講料等を負担することとなります。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではありませんが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明してください。

## **(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業**

### ① 補助内容

受講料等補助、代替職員雇上費補助

※受講料等補助のみの申請も可能です。

### ② 申請者

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という）を運営する法人及び市町村（以下「法人等」という）

### ③ 実施要件（対象施設）

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設であること

※移行予定施設について、移行期限は概ね申請から5年以内とし、移行に向けたスケジュール（移行予定時期）等を示していただく必要があるため、申請にあたっては、移行の有無が確認できる理事会の議事録や計画書等の書類を併せて提出していただきますようお願いいたします。

※当該施設が認定こども園等でない場合でも、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合で、人事異動により、受講者が認定こども園等に異動する可能性がある場合は、対象施設として差し支えありません。

### ④ 実施要件（対象者）

#### **受講料等補助**

ア 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者であり、特例制度の対象者であること

イ 大学において必要となる科目の修得後、幼稚園教諭免許状が授与された日を起算として、認定こども園等において1年間以上勤務すること

#### **代替職員雇上費補助**

本事業の受講料等補助の対象となる保育士の代替として、対象施設（公立を除く）に雇上された職員であること

### ⑤ 補助基準額

#### **受講料等補助**

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限10万円）

#### **代替職員雇上費補助**

1日当たり8,040円

### ⑥ 補助対象経費

#### **受講料等補助**

養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む）及び上記経費の消費税

※補講費や受講のための交通費等は対象経費となりませんので、ご注意ください。

#### **代替職員雇上費補助**

養成施設の受講者の代替に伴う雇上費

### ⑦ 事業実施計画書の提出

#### **【提出期限】**

受講開始日の属する年度内に、住所地の市町村を経由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に提出すること

### 【提出書類】

- ア 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書（様式第1－5号）
- イ 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類（※）
- ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること）
- ※「常勤職員」とは、必ずしもフルタイム勤務に限りませんが、1週間の勤務時間が一般職員の概ね4分の3以上であり、1か月の勤務日数が一般職員の概ね4分の3以上であることが目安となります。これに該当し、その他の実施要件を満たせば、有期雇用者（臨時職員）も対象となります。
- エ 代替職員が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類（代替職員を雇用する場合のみ添付すること。実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。）

## ⑧ 補助金の申請

### 【申請期限】

受講者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、住所地の市町村を経由の上（申請者が市町村の場合を除く）、県に交付申請を行うこと

### 【提出書類】

#### **代替職員雇上費補助・受講料等補助共通**

- ア 補助金交付申請書（様式第2号）
- イ 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表（様式第3号）
- ウ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書（様式第4－5号）
- エ 本補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号）

#### **受講料等補助**

- オ 受講者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）
- カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書（※）
- キ 幼稚園教諭免許状の写し

※対象施設又は受講者が養成施設に支払った領収書の**原本**を提出してください。県で審査し、写しを取った後、原本は申請者の方に返却します。

#### **代替職員雇上費補助**

- ク 代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

## ⑨ 留意事項

- ・保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ・本事業は、受講者が幼稚園教諭免許を取得し、対象施設における幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設を運営する法人等が対象経費を負担することとなります。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りではありませんが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明してください。

# (参考1)「保育士試験の実施について」別表

## 「保育士試験の実施について」別表

(平成15年12月1日雇児発第1201002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### ①幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目	←	○指定保育士養成施設で修得した教科目		
社会福祉	←	社会福祉		
子ども家庭福祉	←	子ども家庭福祉	子ども家庭支援論	
子どもの保健	←	子どもの保健	子どもの健康と安全	
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養		
保育原理	←	保育原理	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅱ
		障害児保育	子育て支援	
社会的養護	←	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅱ	
保育実習理論	←	保育内容総論	保育内容演習	保育内容の理解と方法

※児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年5月23日厚生労働省告示第198号）に定める必修科目

### ②特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目	←	○指定保育士養成施設で修得した特例教科目	
社会福祉	←	福祉と養護	
子ども家庭福祉	←	福祉と養護	子ども家庭支援論
子どもの保健	←	保健と食と栄養	
子どもの食と栄養			
保育原理	←	乳児保育	子ども家庭支援論
社会的養護	←	福祉と養護	

※「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号）別紙4に定める特例教科目

### ③実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目	←	○指定保育士養成施設で修得した教科目		
社会福祉	←	社会福祉		
子ども家庭福祉	←	子ども家庭福祉	子ども家庭支援論	
子どもの保健	←	子どもの保健		
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養		
保育原理	←	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅱ	子育て支援
社会的養護	←	社会的養護Ⅰ		

※児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年5月23日厚生労働省告示第198号）に定める必修科目

## （参考2）保育士として働くためには

保育士として（＝保育士の名称を使用して）働くためには、保育士となる資格要件を満たした上で、都道府県の保育士登録簿に登録し、保育士証の交付を受ける必要があります。保育士登録については、申請書類の受付から保育士証の交付まで2か月程度かかりますので、ご注意ください。

保育士となる資格要件については、次の2つがあります。

- （1）児童福祉法に規定する「指定保育士養成施設」を卒業すること
- （2）都道府県が行う「保育士試験」に合格すること

保育士試験は、平成28年度から前期・後期の年2回実施されており、前期日程の受験申込み時期は通常1月頃、後期日程の受験申込み時期は通常7月頃となっておりますが、平成29年度から保育士資格取得特例等による幼稚園教諭免許状を有しており筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる方については、4月及び10月の時期にも受験申込みの機会が設けられております。

なお、保育士試験及び保育士登録の詳細については、次の問合せ先にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

#### 1. 保育士試験に関することについて

（社）全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

ナビダイヤル 0570-00-4194（平日午前9時30分から午後5時30分まで）

URL: <https://www.hoyokyo.or.jp>

#### 2. 保育士登録に関することについて

登録事務処理センター

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-6-2麴町一丁目ビル6階

TEL 03-3262-1080（平日午前9時から午後5時まで）

URL: <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>

## （参考3）特例制度について

### 【概要】

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度における新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のために、令和11年度末までの間、幼稚園教諭免許状と保育士資格の特例制度が設けられています。

新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後15年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。（ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることのできる特例については12年間（令和8年度末まで）

### 【対象者】

特例制度の対象者は、①②のいずれにも該当する方です。

- ① 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方
- ② 次の施設で幼稚園教諭又は保育士として、「3年かつ4320時間以上」の実務経験がある方 ※1
  - (1) 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）※2
  - (2) 認定こども園
  - (3) 保育所
  - (4) 小規模保育事業（A型）を実施する施設
  - (5) 事業所内保育事業を実施する施設
  - (6) 公立の認可外保育施設
  - (7) へき地保育所
  - (8) 幼稚園併設型認可外保育施設
  - (9) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設 ※3

※1 実務経験は複数施設の合算でも構いません。

※2 保育士資格を有する方については、預かり保育等で専ら幼児の保育に従事している場合です。

※3 次の施設は除きます。

- ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

令和5年度からは、上記②(1)から(9)の施設における「3年かつ4320時間以上」の実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭として「2年かつ2880時間以上」の実務経験を有する場合に対する新たな特例が設けられています。

○徳島県内の特例制度の対象施設一覧は、ホームページでご確認いただけます。

「保育士資格の取得のための特例制度について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kosodateshien/2014042300071>

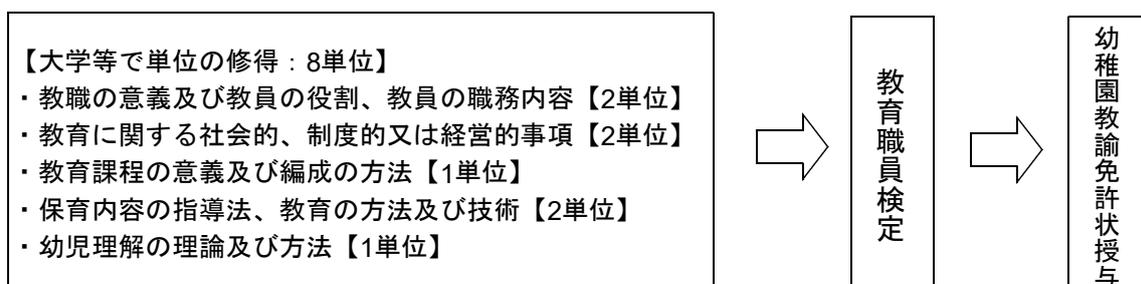
「保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得の期限付特例について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/2014061200062>

【大学等における単位修得や手続き】

○保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合

大学で以下の単位（合計8単位）を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て、幼稚園教諭免許状（学士の学位を有する場合は一種、短期大学士・専門学校卒等の場合は二種）が授与されます。

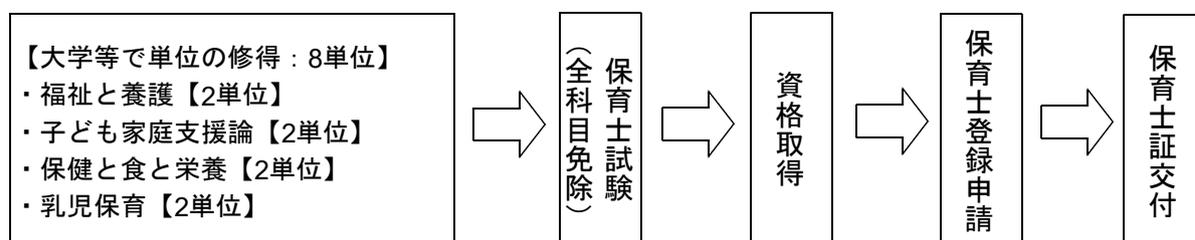


※ 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。ただし、日本国憲法の科目を別途修得することでも可。

○幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合

大学等（指定保育士養成施設）で以下の単位（合計8単位）を修得し、保育士試験（試験は全科目免除）を経て、保育士資格が取得できます。

なお、保育士資格の取得後、保育士として（＝保育士の名称を使用して）働くためには、都道府県の保育士登録簿に登録し、保育士証の交付を受ける必要があります。



○17ページ②(1)から(7)の施設における「3年かつ4320時間以上」の実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭として「2年かつ2880時間以上」の実務経験を有する場合、大学等で修得すべき単位数が「8単位」から「6単位」となります。

・保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合

「保育内容の指導法、教育の方法及び技術」の修得数が2単位から1単位、「幼児理解の理論及び方法」の修得数が1単位から0単位となります。

・幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合

「子ども家庭支援論」の修得数が2単位から1単位、「乳児保育」の修得数が2単位から1単位となります。

- 「特例制度」について詳しくは、こども家庭庁又は文部科学省のホームページをご確認ください。  
「特例制度」の講座開設状況もこちらでご確認いただけます。

**【こども家庭庁ホームページ】**

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

**【文部科学省ホームページ】**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm)

- 教育職員検定の手続きについては、徳島県教育委員会教職員課までお問い合わせください。

**【問合せ先】**

徳島県教育委員会教職員課人材育成担当

電 話：088-621-3128

ファクシミリ：088-621-2881